

第3章 推進体制

第1節 連携協力の確保

- ① 県庁内の関係部署で構成される福岡県障がい者施策推進幹事課会議を中心に、関係する行政部門の間での連携・協力関係を密にし、効果的かつ総合的な施策推進を図ります。
- ② 広域的な施策推進を図るため、福岡県自立支援協議会の場などを活用し、各市町村における計画の推進を支援します。
- ③ 地域における支援が総合的かつ効果的に行われるよう、分野、官民の別を超えた幅広い関係者による連携・協力のネットワークづくりを推進します。

第2節 進捗状況の管理及び評価

- ① 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策及び障がい児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。
- ② 中間評価の結果、必要があると認められるときは、障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の変更や推進方策等の見直しを検討します。
- ③ 中間評価や障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の変更等の際には、福岡県障がい者施策審議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表します。
- ④ 福岡県障がい者施策推進幹事課会議においても、計画の進捗状況を継続的に点検・評価します。

